

実務経験の証明に係る自主的な点検の実施要領

1. 目的

薬局等が過去に発行した登録販売者試験に係る実務経験の証明について、過去の勤務記録等により薬局等が改めて自主的に確認することを目的とする。

2. 内容

薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の5第2項第4号又は同項第5号に該当する者として、薬局等が過去に発行した登録販売者試験に係る実務経験の証明について、「薬事法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成20年1月31日付け薬食発第0131001号厚生労働省医薬食品局長通知）等に示す当該試験の受験に必要な実務経験の期間等を満たしていることを、過去の勤務記録等により確認する。

3. 対象

薬局等において過去に発行した全ての実務経験の証明を点検の対象とする。

4. 期限等

薬局等における自主的な点検の期限は、平成24年12月末日までとする。

点検の途中で、登録販売者試験に係る実務経験の証明に関して不正等が判明した場合は、所管の都道府県に対して速やかにその旨を連絡するとともに、薬局等において必要な対応を取ることとする。

点検の結果判明した不正等については、平成25年1月11日（金）までに取りまとめて所管の都道府県に対して報告する。